

令和 2 年度

第 3 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会総会議事録

令和2年6月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第3回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

### ＜会議に付した議案＞

|       |                              |     |
|-------|------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について         | 8件  |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について         | 2件  |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について         | 2件  |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について | 1件  |
| 議案第5号 | 千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について       | 8件  |
| 議案第6号 | 農用地利用配分計画(案)の意見について          | 1件  |
|       |                              |     |
| 報告第1号 | 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について     | 1件  |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3の規定による届出について         | 5件  |
| 報告第3号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について     | 10件 |
| 報告第4号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について     | 40件 |
| 報告第5号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について        | 20件 |
| 報告第6号 | 千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)    | 1件  |

<出席委員>（16名）

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 1 番 石 井 一 也         | 2 番 市 原 律 子  |
| 3 番 横 山 清 亮         | 5 番 清 宮 惠理子  |
| 6 番 齊 藤 憲 次         | 7 番 浅 川 政 明  |
| 8 番 長谷川 秀 明         | 9 番 高 橋 芳 和  |
| 10 番 竹 下 洋 一        | 11 番 秋 庭 重 樹 |
| 12 番 中 村 浩 道        | 13 番 西 郡 高 夫 |
| 14 番 伊 原 茂 久（職務代理者） | 15 番 齊 藤 元 治 |
| 16 番 長谷部 衡 平（ 会 長 ） | 17 番 槁 本 泉   |

<欠席委員>（1名）

4 番 小 川 友 安

<事務局説明員>

|         |         |             |           |
|---------|---------|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 表 谷 拓 郎 | 次           | 長 岡 本 茂 之 |
| 次 長 補 佐 | 天 野 秦 男 | 農地利用最適化推進班長 | 江 上 章 子   |
| 農地保全班長  | 原 田 賢 一 | 農地審査班長      | 小 堀 紀 明   |
| 農地指導班長  | 長谷川 隆 之 |             |           |

開 会 （ 午前 1 0 時 0 0 分 ）

議長  
(長谷部会長)

ただいまより、令和 2 年度第 3 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第 1 「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 9 番 高橋 芳和 委員

議席番号 10 番 竹下 洋一 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第 1 班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第 1 班  
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

はじめに第 1 項です。

お手元の資料 1 ページから 7 ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都中央区に本店が所在する法人が、義務者であります緑区下和田町に在住の方が所有する緑区下和田町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、申請地で既に 3 年前から義務者の下で営農指導を受けており、昨年からは本格的に営農を行っております。今回、法人化及び耕作面積の規模拡大をすることによって、収益の向上及び安定した営農を見込んでいるとのことです。

また、農業経営における運用資金については、農業のみで収支が安定するまでは、権利者自身が経営する他の法人の収益及び預貯金で賄う予定とのことです。

将来において、更なる規模拡大を視野に、安定経営の実現を目指すとのことです。

申請地の取得後の作目は、デントコーンを予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台南3丁目に在住の方が、義務者であります若葉区小間子町に在住の方が所有する若葉区下泉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第3項です。

本案件は、次の第4項から第8項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区越智町に在住の方が、義務者であります緑区越智町に在住の方外5名の方々が所有する緑区越智町の農地を、経営規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、大豆を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

槁本委員

第1項について2点質問があります。

1点目は法人の農業参入事例に当たりますが、権利者はどのような事業を手掛けているのでしょうか。

2点目は権利者の作目はデントコーンとなっています。生産量もかなり多い量を見込んでいますが、これは飼料用なのでしょうか。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局               | <p>1 点目ですが、もともと権利者の代表者は個人で3条許可を得て、営農を開始していました。農業経営が順調であることから、事業を法人化するに至りました。</p> <p>2 点目については、生産物はバイオ燃料用として生産し、代表者の経営する別法人に販売することとなっています。</p>                                                                                                                                                                          |
| 梶本委員              | <p>第3項から第8項は一体案件ですが、これらの土地の賃料の価格を教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局               | <p>使用貸借権設定ですので、賃料の設定はありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長<br>(長谷部会長)     | <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議場                | <p>———— 挙手 ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長<br>(長谷部会長)     | <p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 事前審査第1班<br>(伊原班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>お手元の資料10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南東に約1.6キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>他法令関係は、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。</p> |

|                   |                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | <p>次に第2項です。</p> <p>本案件は、議案第4号と関連案件ですので、後程ご説明します。</p> <p>事前審査第1班としましては、第1項に関し、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長<br>(長谷部会長)     | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。</p>                                                             |
| 長谷川委員             | <p>第2項について、地目が農地以外になっていますが、これは農地転用許可申請の案件として妥当なのでしょうか。</p>                                                                                |
| 事務局               | <p>議案第4号で後程、詳細を説明いたしますが、既に許可済みで地目変更も終わっている土地について、計画変更承認申請が提出されました。これに伴い、許可要件が変更になることから、本件申請がされているものです。</p>                                |
| 議長<br>(長谷部会長)     | <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>                                                             |
| 議場                | <p>———— 挙手 ————</p>                                                                                                                       |
| 議長<br>(長谷部会長)     | <p>賛成全員でございますので、議案第2号第1項は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p>                     |
| 事前審査第1班<br>(伊原班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>はじめに第1項です。</p>                                           |

議案書 7 ページをご覧ください。

お手元の資料 1 1 ページから 1 3 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから東に約 1. 1 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と事業所が混在しております。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第 2 項です。

お手元の資料 1 4 ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、武石インターチェンジから北に約 8 0 0 メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、既存ブロックによって、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第 1 班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第 1 班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第 1 班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。

事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班  
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

第1項です。

本件は、議案書の6ページにあります、議案第2号第2項との関連案件ですので一括してご説明いたします。

本案件は、所有権移転を伴う建売分譲住宅用地へ農地転用をするため、令和2年1月に開催された第10回総会に上程され、許可されたものです。

変更申請の内容は、建売分譲住宅用地から特定建築条件付売買予定地用地へ変更するものです。

理由としては、新型コロナウイルスの影響により、不動産購入予定客の買い控えが生じ、売り上げが大幅に低迷しております。

そのことにより、不動産販売を促進するため、購入者のニーズを反映することが可能な特定建築条件付売買予定地用地への計画変更が必要であるためです。

なお、事業計画の内容や事業費等については変更ありません。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

清宮委員

本件の申請理由は、新型コロナウイルスの影響となっておりますが、新型コロナウイルスが問題化し始めてさほど時間が経っていません。この程度で影響を受けるということは、もともとの事業

計画が甘かったのではないのでしょうか。農地転用許可申請手続きの重大さを申請者には理解して欲しいし、その手続きを進めることについて、十分な検討がなされるべきです。

長谷川委員

本件は事業目的が建売分譲住宅用地から特定建築条件付売買予定地用地に変更になっていることで計画変更承認申請が提出されていますが、そもそも申請行為が必要なののでしょうか。

事務局

建売分譲であれば、転用事業者自身が建物まで建てることとなりますが、特定建築条件付売買予定地用地の場合、土地購入者は転用事業者が指定する建築事業者と3か月以内に建築請負契約を締結することを約束するものです。また、最終的に申請地が販売されず残余の土地があった場合は、転用事業者が建物を建てることになるので、事業内容が大きく変わることから計画変更承認申請と4条許可申請の双方を必要とすることを県にも確認しています。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号第2項は許可、議案第4号は承認と決定いたします。

次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第2項の権利者である法人について、〇〇〇〇委員が理事を務めておられます。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第2項を審議、採決し、その後、関係委員に再入室いただき、第1項及び第3項から第8項までを審議、採決することとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

——— 関係委員退室 ———

議長  
(長谷部会長)

それでは、第2項について、ご説明をお願いします。

事前審査第1班  
(伊原班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

9ページをご覧ください。

第2項は、稲毛区小中台町在住の方が所有する若葉区野呂町の畑1筆、面積1,791平方メートルを緑区誉田町の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「落花生」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長  
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第2項については、原案どおり決定いたします。

それでは、関係委員にご入室いただきます。

入室

——— 関係委員入室 ———

議長  
(長谷部会長)

それでは、第1項及び第3項から第8項について、ご説明をお願いします。

事前審査第1班  
(伊原班長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の9ページをご覧ください。

第1項は、緑区おゆみ野南在住の方が所有する若葉区中野町の田1筆、面積1,338平方メートルを若葉区中野町の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。権利者は65歳以上ですが、現在も繁忙期には従事している子が後継者となる予定です。

次に、10ページをご覧ください。

第3項から11ページの第5項は、権利者が同一のため一括して説明します。

富里市立沢の農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、他2名が所有する、同町及び同区誉田町の畑4筆、合計面積16,744平方メートルに賃借権又は使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は、第3項が3年、第4項及び第5項が5年、権利者の作付品目は「小松菜」です。

第6項から12ページの第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。うち第6項及び第7項は一括方式の農地中間管理事業です。

第6項は、若葉区大広町在住の農家の方が、同区高根町在住の方が所有する同区川井町の畑1筆、面積2,586平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「そば」です。権利者は高齢ですが、現在も繁忙期には従事している子が後継者となる予定です。

次に、12ページをご覧ください。

第7項は、緑区おゆみ野中央の農地所有適格法人が同区鎌取町在住の方が所有する同区平川町の畑1筆、面積991平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「イチゴ、ブドウ、キウイ」です。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>第8項は、2段階方式の農地中間管理事業に関する案件です。<br/> 緑区高田町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積<br/> 2,177平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は<br/> 5年です。</p> <p>第8項は、農地中間管理機構が作成する議案第6号の「農用地<br/> 利用配分計画案」に基づいて、千葉県認可を経て貸付けられま<br/> す。</p> <p>第1項から第8項の合計面積は、25,627平方メートルで<br/> す。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、<br/> 権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時<br/> 従事するものとして作成されたものです。</p> <p>事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合<br/> し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして<br/> いると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長<br>(長谷部会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見<br/> 等がございましたら、挙手をもってお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 梶本委員          | <p>第1項について、対価は坪247円と記載されています。かな<br/> り安価であると感じてしまいますが、この地区の取引価格とし<br/> て、当地区の農業委員である西郡委員はどのように評価しま<br/> すか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 西郡委員          | <p>この地区の他の取引でも、やはりかなり安価な売買事例を見<br/> たことがあります。所有者自身が耕作できず後継者もない状態に<br/> なると賦課金を支払うのも負担になってくるので、このような売<br/> 買価格で取引が成立してしまうのではないかと考えます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長<br>(長谷部会長) | <p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方<br/> は、挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議場            | <p>———— 挙 手 ————</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、第1項及び第3項から第8項についても、原案どおり決定いたします。

次に、議案第6号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします

事前審査第1班長、ご説明をお願いします。

事前審査第1班  
(伊原班長)

ご説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第5号第8項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項は、緑区高田町の畑2筆、合計面積2,177平方メートルを、緑区あすみが丘の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和7年6月30日までの約5年間、権利者の作付品目は「小松菜」です。

60日以上に従事者は1名ですが、繁忙期には、臨時の従事者を入れ、営農するとのことでした。

事前審査第1班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

齊藤委員

権利設定について、賃借権の再設定となっています。権利設定をする理由が経営規模の拡大であるとの説明でしたが違和感があ

ります。再設定ならば、経営の維持、継続のような意味合いになってくると思うのですが。

事務局

貸主の方はもともと賃貸していたもので、今回、賃借人が変わることになります。権利設定の記載が農地ベースになっているのでこのような表現になっています。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長  
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の16ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の17ページまでに5件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の18ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の19ページまでに10件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完

備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の20ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の25ページまでに40件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の26ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、20件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の28ページをご覧ください。

報告第6号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。内容につきましては、5月の総会で審議されたもので、5月14日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長  
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

槁本委員

私が把握している転用許可事業案件で、未だ事業が実施されていないものがいくつかありますし、また他にも多くあるのではないかと思います。今回、報告第1号において許可処分の取消願が上程されていますが、転用許可事案については、事務局で事業実施の進捗状況を把握したうえで、促しをすることも必要なのではないかと考えます。

議長  
(長谷部会長)

他に質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和２年度第３回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午前１１時００分）